

「排除のための排除」を指導した ことを自己暴露した「本部」側証人 青木実蔵

第8回 組合費公判 28

日刊 動労千葉

82.1.30

No. 956

国鉄千葉動力車労働組合

千葉市要町二一八（動力車会館）
（鉄電）二九三五～六・公衆電話 〇五五（22）七二〇七

一月二八日東京地裁民事十一部で、第八回「組合費返還請求訴訟」公判が闘われ、動労千葉からは各支部四〇名が結集し、青木実蔵証人のデタラメぶりを断罪し闘いぬいた。千葉地本（当時）にいったい彼ら反動分子は何をやったのか？組合員としての利益を一切はく奪し、そのうえに暴力をもって破壊をくだしたのはいったい誰だったのか？

七八年当時わが動労千葉が名実共に動労の一地方機関として存在していたにもかかわらず、「裏切り者に自由はない」などと公言した当時の書記長・青木実蔵（現動労「本部」副委員長）をわれわれは、この公判を通して、逆に社会的に暴露し徹底的に断罪するものである。

民事とはいえ、組合費そのものではなくして、動労千葉の組織破壊、しかも、当時のわが指導部に対する個人攻撃は、かの「六・一二デッチ上げ刑事告訴」と同質のものであり、権力利用論、「権力と一体となった組織破壊攻撃」である。青木の証言での一言一言の中から、当時の「本部」反動分子のデタラメな組織運営、セクト的な「排除の論理」の生々しい実態が浮きぼりにされていくのだ。

十三時（五分）開始された民事十一部の法廷には、動労「本部」革マル反動集団の法廷代理人である「弁護士」渡辺千古を先頭になんと当時動労千葉に対してあらん限りの悪虐非道を指導してきた極悪分子をかきあつめ、これまた焦臭しきった田中某法対部員、大久保（七九年四・七の下手人）、「6・12デッチ上げ告訴」人、斉藤（吉）・嶋田誠を付け加え、（権力裁判官の前で優等生らしく）証言台の青木を監視していた。

「権利なき義務」への「絶対服従」論

青木の証言内容たるや、全く反動的なものであった。例えば、青木は、「動労は中央集権方式であるから、他方に於いては、一切の権限はない」などと地方機関は、中央に絶対服従すべきであるというあきれざるべき発言をくり返していたのである。

青木の主張のデタラメさは、常識上からも、又組合規約上からも、ともに明らかであると言わなければならぬ。そもそも地本執行委員は、地本の業務に従事することを地本内組合員から委任され、それを受諾して任務を遂行しているものであり、中央本部と、地本執行委員を結びつける直接の委任関係は動労の規約には一切ない。従って組合費だけでいうならば徴収した組合費を中央本部に納入すべき（この場合一方的な納入義務はありえず、納入者は組合員としての権利と利益を完全に享受、保証されていなければならぬという事が大前提である）義務を負っているのは機関であって、その機関を構成する執行委員の個人的任務ではない。まして個人的義務違反横領の罪など論外で

ある。青木は「機関決定」なる言葉を百万べん並べながら、しかし、肝腎の「機関運営の原則」や「会計規約規則」を自ら無視した暴論をくりかえしているにすぎない。

都合の悪いことは「知らぬ、忘れた」

「札幌地本（現全動労）とのときには、組合費返還訴訟は行なわなかった。私は当時組織部長であり、訴訟をするかしないかは、法対部の判断であり、私は知らない。」と青木は証言した。法対部と組織部と明確に責任回避をしながら、今回の全く正当性のない訴訟の理由づけをしようというのである。

さらに青木は、「七九年以降、佐倉と銚子に対しては、組合費納入の請求、又は指導は口頭でやった。しかし、自分が直接やっていないから詳しい事はどうなっているかわからない。」などと証言している。「組合費は中央に納入する義務がある」と言っているながら、現実には佐倉・銚子の土屋一派は組合費を個人にすでに返還してしまっている事実（青木が「知らない」はずはない）はなんと説明するつもりなのか。ストーリー以上に証言してしまつた青木が、四苦八苦してしまつたのも無理はない。

「排除のための排除」を自由！

今回の第八回公判で最後に青木は、ついに決定的な証言をしてしまった。

彼らは、七九年三月三〇日に断じて許すことのない上からの分裂攻撃（千葉地本排除）執行権停止・機関機能停止を千葉地本にかけたのであるが、「三月三〇日以前に」（つまり千葉地本としての機関が正当に存在している間に）なんと「千葉地本再建委員会を開催しそのメンバーに自分も加わっていた」という事実を自己暴露してしまつたのである。この卑劣行為を許せる訳がない！われわれは、この青木の証言を充分に活用し徹底的に断罪しこの公判闘争に勝利していかうではありませんか。